

《参考 9》 自由利用マークについて

文化庁では、「著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマーク」¹²²として、次の 3 種類のマークを定めています。

表 -1 自由利用マーク¹²³

「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク 	利用の目的	何でもよい（社内会議用の資料、会社のパンフレットなどに使う場合も、無料配布であれば営利目的でもよい）
	方法	「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみ 注)・「送信」は含まれない ・コピーの媒体は、紙、テープ、CD-R、ハードディスクなど、何でもよい （媒体変換や、デジタル⇄アナログなどの方式変換も可能） ・「無料配布」には、「無料貸出し」も含まれる ・「無料配布」では、紙代や送料などの「実費」も徴収してはいけない
	切除等	変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案などはできない（そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」する場合のみOK）
「障害者のための非営利目的利用」OKマーク 	利用の目的	障害者のみを使うことを目的とする場合に限る（非営利目的に限る）
	方法	何でもよい 注)・プリントアウト、コピー、送信、貸出し、無料配布、実費の範囲での有料配布など、あらゆる利用行為が含まれる ・障害者が使うためであれば、コピーなどを行う人は、障害者でなくてもよい
	切除等	変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども可能
「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク 	利用の目的	学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限る（非営利目的に限る） （授業だけでなく、部活動、クラブ活動、教員の研究会なども含まれる）
	方法	何でもよい 注)・プリントアウト、コピー、送信、貸出し、無料配布、実費の範囲での有料配布など、あらゆる利用行為が含まれる ・学校の活動で使うためであれば、コピーなどを行う人は、教員・生徒でなくてもよい
	切除等	変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども可能

出所：<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/panhu1.html>

<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/panhu4.html> を元に MRI にて作成

¹²² <http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/panhu1.html>

¹²³ <http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/panhu4.html>